

組合員及び遊漁者各位へ

この規約は、茨城県内水面漁業調整規則、
久慈川漁業協同組合茨内共第15号第五種共同漁業権遊漁規則、
行使規則に定め、県の許可を得ております。

1 入漁証及び組合員之章の携帯

- 当組合の漁業権区域内に出漁する者は、住所、氏名、年齢を明記した所定の入漁証を必ず携帯しなければならない。(必要事項が記載されていないものは無効とする)
- 入漁証(年券)の有効期限は12月31日までとする。
- 入漁証の再交付はしない。
- 組合員が漁業に従事する場合は、必ず組合員之章を着用すること。
- 監視員より掲示を求められた場合は直ちに応ずること。不携帯の場合は、遊漁証購入又は漁業行為の停止を命じます。
- 組合員証・遊漁証は、年度を表にして監視員から見える位置に着用すること。

2 解禁日

あゆ	6月1日午前5時から12月31日まで 但し八溝川、押川、里川、山田川、大沢川、滝川は、7月1日午前5時から12月31日まで ●友釣専用区域等については、裏面をご覧ください。
やまめ	4月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から4月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで
あゆ漁堰	10月1日から11月30日まで

3 投網・ルアー釣り解禁日

- 投網・ルアー釣り解禁 令和3年8月1日午前5時より
- 舟投網解禁 “ ”
- 各支流の投網 “ ”

※アユ友釣専用区域の設定により、期間・区域等の変更あり、詳しくは裏面をご覧ください。

4 全漁法禁止区域

- (1)久慈川本流辰ノ口堰堤上流端から上流600メートル及び下流600メートル間の区域
- (2)久慈川筋岩崎堰堤上流端から上流200メートル及び下流500メートル小貫橋間の区域
- (3)久慈川支流里川筋、田渡堰堤上流端及び里野宮堰堤上流端から上流及び下流それぞれ500メートルの間の区域
- (4)久慈川支流八溝川筋、久慈郡大子町大字上野宮地先門の井橋上流端から桜井橋下流端に至る区域

5 投網禁止区域

- (1)初原川(大子町左貫字阿坪地先にかかる阿坪橋の基部上流端を基点とする上流全域及び支流大石沢)
- (2)八溝川(大子町上郷地内にかかる北原橋の基部上流端を基点とする上流全域及び八溝川の全支流)
- (3)入四間川
- (4)滝川(滝川、見返橋より下流160mの堰より上流袋田の滝の間)

以上4河川については、令和3年6月1日より令和4年5月31日迄投網を用いて水産動物の採捕を禁止する。

- (5)友釣専用区域

6 毛ばり(蚊ばり)釣 3月1日から5月31日まで禁止

7 かじか卵の採取は禁止する

8 漁具、漁法の禁止

- | | | | |
|------------|---------|------------|--------------------|
| (1)地びき網 | (6)留網 | (11)瀬干漁法 | (16)水中に電流を通してする漁法 |
| (2)うなぎ手繰網 | (7)無双網 | (12)やな漁法 | (17)爆発物を使用する漁法 |
| (3)わかさぎさし網 | (8)おとり網 | (13)う飼漁法 | (18)有毒物を使用する漁法 |
| (4)かさねさし網 | (9)いくり網 | (14)潜水器漁法 | (19)ヤスを使用する漁法・石打漁法 |
| (5)さけ建網 | (10)徒立網 | (15)さけ引っ掛釣 | |

9 魚の大きさによる禁止

水産動物	全長又は体重	水産動物	全長又は体重
いわな	全長15センチメートル以下	にじます	全長15センチメートル以下
やまめ	全長15センチメートル以下	うなぎ	全長23センチメートル以下
さくらます	全長25センチメートル以下	そうぎょ	全長25センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下	れんぎょ	全長25センチメートル以下
からすがい	殻長10センチメートル以下		

10 反則過怠金等の徴収

遊漁者がこの規則又は漁業関係法令に違反した場合には、それによる処罰を受けるほか、10万円以下の罰金、悪質者には6ヶ月以下の懲役を併科する。

組合員各位へ

この組合の施設を1年間全く利用しないとき及び、賦課金の納入業務を1年間怠った時は組合員の資格を喪失しますから御注意下さい。又、入漁する際は腕章着用を忘れずして下さい。

お知らせ

久慈川漁業協同組合管内に於いては、9月15日から11月15日まで、魚族の天然産卵(あゆ産卵場造成工事場所含む)を保護するため、機動的に随時全魚族の採捕を禁止することがありますのでご協力をお願い致します。

令和3年度 海産・人工 2,000kg放流予定

天然遡上あり

リリース区間の新規設定場所

久慈川支流八溝川
町付地区 李平橋から上流大戸堰の間
約200m
期間 通年
禁止事項 年間 投網 コロガシ
シャクリ アユ漁(友釣可)
及び久慈川漁協の規定による禁止事項

一斉休漁のお知らせ

本年、あゆ資源確保のため、一週間の休漁を決定しました。

期間 令和3年10月1日から
10月7日まで。
10月8日の解禁は午前5時

関係する漁法

- ・あゆ友釣り
- ・あゆコロガシ釣り
- ・あゆ投網漁
- ・あゆ魚堰(縄張り漁)
- ・やな採捕漁

**カワウ食害防止のため
テグスが張られている
場所があります。あらかじめ御了承下さい。**

ご協力をお願いいたします。



久慈川の鮎解禁
6月1日 午前5時

友釣専用区域案内 ※友釣専用区域内のルアー使用は禁止 ※場所取り禁止

- 久慈川本流 大子町下野宮(仲之関橋より上流県境まで)
- 久慈川本流 大子町下野宮(嵯峨草橋下流300mより上流田中下の間)
- 久慈川支流 大子町下野宮(八溝川合流点より上流川山堰まで)
- 久慈川本流 大子町池田(沖内地先より下流茨城交通営業所間)
- 久慈川本流 大子町大子 池田橋上流200mより下流水郡線トンネル入口まで支流押川橋より合流点を含む
- 久慈川本流 大子町大子(久慈川橋(小久慈橋)より上流池田橋の区間及び押川橋間)
- 久慈川支流 大子町大子(押川橋より上流長岡橋まで)
- 久慈川本流 大子町袋田(たきなご地先より下流下津原橋間)
- 久慈川本流 大子町袋田(南田気橋上流鉄橋より下流下津原橋間)
- 久慈川本流 大子町頃藤(宮平橋より下流300m間)
- 久慈川本流 大子町西金(バンガロー前より下流大内野橋間)
- 久慈川本流 常陸大宮市盛金(水郡線第一鉄橋上流160m間下流300m間)
- 久慈川本流 常陸大宮市舟生(舟生橋上流150m・下流150m間)
- 久慈川本流 常陸大宮市舟生(森戸川沢頭付近より下流400m間)
- 久慈川本流 山方トンネル出口から上流400m間
- 久慈川本流 常陸大宮市山方(岩井橋より下流常陽銀行山方支店裏間)
- 久慈川本流 常陸大宮市小貫(小貫橋下流端より下流600m間)
- 久慈川支流 大子町下金沢地内(押川大門橋から100m上流の堰より下流(五百町橋の区間))

- 友釣専用区域 6月1日午前5時～9月15日午前5時まで
- 友釣専用の期間延長区域 6月1日午前5時～10月1日午前5時まで
- 友釣専用区域の期間延長区域 6月1日午前5時～10月31日午前5時まで
- 支流友釣専用区域 7月1日午前5時～9月15日午前5時まで
- 放流数量
- 年間禁漁区域

コロガシ釣禁止区域 大内野橋から上流県境まで (期間) 6月1日～7月31日までの2ヶ月間

あゆ・やまめ 入漁料

大人年間券	8,000円
中・肢体不	2,000円
大人日釣券	1,500円
中・肢体不	400円
あゆ現場購入	1,000円加算
やまめ現場購入	200円加算

さくらます 入漁料

大人シーズン券	4,000円
中・肢体不	1,000円
大人日釣券	1,500円
中・肢体不	400円
現場購入	200円加算

久慈川漁業協同組合

事務所 ☎ 0295(52)0038

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~kujigawa/>